

まるっと理解！  
NPO法人会計基準  
&認定NPO法人基礎研修

認定NPO法人

税理士 橋本 俊也

1

認定NPO法人制度の概要

NPO法人とは

NPO法人とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とする等の要件を満たし、NPO法の規定に基づいて設立された特定非営利活動法人

認定NPO法人とは

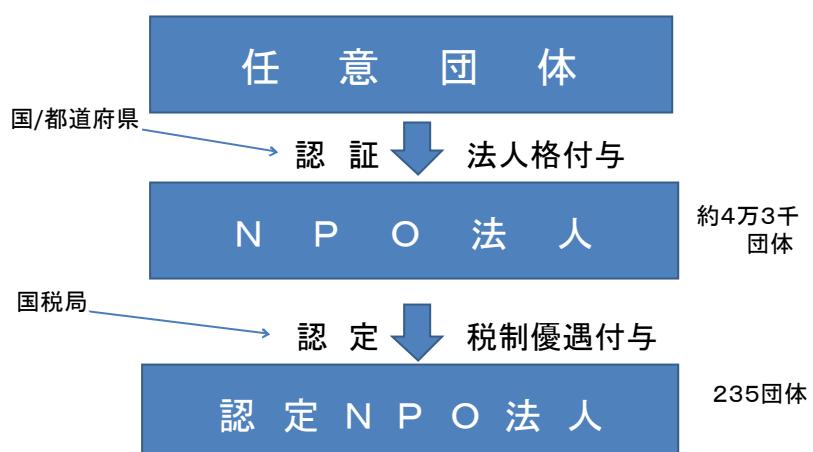
認定NPO法人とは、NPO法人のうち、一定の要件を満たしていると国税庁長官が認めた法人



認定NPO法人に対して様々な税金の優遇を与えて、NPO法人の活動を税制面から支援

2

## NPO法人制度と支援税制



3

### 認定NPO法人制度が受けられる税制上の特例措置

- ① 個人が支出した認定NPO法人への寄附金
- ② 法人が支出した認定NPO法人への寄附金
- ③ 相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等
- ④ 認定NPO法人のみなし寄附金制度

4

## ①個人が支出した認定NPO法人への寄附金に対する特例措置

認定NPO法人に対して、個人が2千円を超える寄附金を支出した場合には、これまでの寄附金控除(所得控除方式)との選択により、2千円を超える金額の40%(所得税額の25%相当額を限度とする)に相当する金額を所得税額から控除する措置

また、個人住民税においても、個人が2千円を超える寄附金を支出した場合には、2千円を超える金額の10%(所得税額の30%相当額を限度とする)に相当する金額を個人住民税額から控除する措置

5

## 減税効果の検証

### 所得控除方式

### 税額控除方式

所得金額 (所得税率)	寄附金額	寄附金控除額 (所得税軽減額)	所得金額 (所得税率)	寄附金額	寄附金控除額 (所得税軽減額)
150万円 (5%)	1万円	400円	150万円 (5%)	1万円	3,200円
600万円 (20%)	1万円	1,600円	600万円 (20%)	1万円	3,200円
2,000万円 (40%)	1万円	3,200円	2,000万円 (40%)	1万円	3,200円
	500万円	1,999,200円		500万円	1,301,000円

6

## ② 法人が支出した認定NPO法人への寄附金に対する特例措置

法人が認定NPO法人に対し、特定非営利活動に係る事業に関する寄附金を支出した場合、一般の寄附金の損金算入限度額に加え、別枠で損金算入をすることが可能

損金算入分は法人税、地方税が課税されない

一般の寄附金に対する損金算入限度額  
(資本金等の  $\times$  0.25% + 所得の金額2.5%)  $\times$  1/2

+

認定NPO法人への寄附金に対する損金算入限度額  
(資本金等の額  $\times$  0.25%+所得の金額  $\times$  5%)  $\times$  1/2

7

## ③ 相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等に対する特例

相続または遺贈により財産を譲り受けた人が、認定NPO法人へ相続財産を寄附をした場合、寄附した財産は相続税が課税されない非課税財産とされる

8

#### ④認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人は、各事業年度において支出した寄附金の額の損金算入限度額を当該事業年度の所得の金額の20%を限度として損金の額に算入することができる

平成24年4月1日以降は、損金算入限度額を当該事業年度の所得の金額の50%または200万円のいずれか多い方に拡大

9

#### 認定NPO法人になるための要件

- ①パブリックサポートテスト(PST)をクリアしていること
- ②活動のメインが共益的な活動でないこと
- ③組織運営等が適正であること
- ④事業活動について一定の要件を満たしていること
- ⑤情報公開が適正であること
- ⑥事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦法令違反等がないこと
- ⑧所轄庁から証明書を受けていること
- ⑨設立後1年を経過していること

10

## 認定NPO法人になるための要件①

### パブリックサポートテスト(PST)をクリアしていること

パブリックサポートテスト要件の判定にあたっては、次の3つの基準を選択適用

#### 1. 相対値基準

経常収入金額に占める寄附金の割合が20%以上であること

#### 2. 絶対値基準

各事業年度中の寄附金額が3千円以上である寄附者数が年平均100人以上であること

#### 3. 条例個別指定基準

都道府県または市区町村の条例により、個人住民税の優遇措置を受ける法人として個別に指定を受けている場合

11

## パブリックサポートテスト要件の判定

### 1. 相対値基準

収入金額に占める寄附金の割合が20%以上であること



経常収入金額に占める寄附金の割合が多い法人は多くの市民から支援されているだろうとの仮定から生まれた基準

### 問題点

事業型のNPO法人がクリアできない  
計算が難しい

12

## パブリックサポートテスト要件の判定

### 2. 絶対値基準

各事業年度中の寄附金額が3千円以上である寄附者数が年平均100人以上であること

#### 寄附金の範囲

賛助会費については、当該会費に対価性(支払われた金銭の対価として、金銭を受け取った人から払った人へモノや役務の提供があることが予め分かっているかどうか)や支出義務がない場合には寄附金として認められる

13

## パブリックサポートテスト要件の判定

### 3. 条例個別指定基準

都道府県または市区町村の条例により、個人住民税の優遇措置を受ける法人として個別に指定を受けている場合



絶対値基準の年平均100人以上の寄附者を、地域の実情に合わせて50人以上にすることが可能となる

14

## 認定NPO法人になるための要件②

### 活動のメインが共益的な活動でないこと

実績判定期間における事業活動のうちに次の活動に占める割合が50%未満であること

1. 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動
2. 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
3. 特定の著作物または特定の者に関する活動
4. 特定の者の意に反した活動

15

### 活動のメインが共益的な活動でないこと (特定のグループに便益が及ぶ活動の合計が50%未満である場合)

(問) 法人のサービスを受ける人が特定の人たちに限定されている場合は?

(答) 誰でもその法人のサービスを受けられるようにしましょう  
(例: ホームページに案内掲載)

16

## 認定NPO法人になるための要件③

### 組織運営等が適正であること

1. 運営組織に関して次の割合のいずれについても3分の1以下であること
  - I. 役員の総数のうちに、役員、役員の配偶者及び3親等以内の親族、役員と特殊の関係のある者の数の占める割合
  - II. 役員の総数のうちに、特定の法人の役員、または使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者、これらの者と特殊の関係のある者の数の占める割合
2. 法人の会計について公認会計士等の監査を受けていること、または青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っていること
3. 不適正な経理を行っていないこと

17

### 組織運営等が適正であること

(問) NPO法人の役員の中に、他の団体の役員を兼任している人が3分の1を超えている場合は？

(答) 総会で役員を増員し、3分の1以下になるようにしましょう

18

## 認定NPO法人になるための要件④

### 事業活動について一定の要件を満たしていること

- 事業活動が次のいずれも満たしていること
1. 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等または政党を推薦、支持または反対する活動を行っていないこと
  2. 役員、従業員、社員または寄附者等に特別な利益を与えないこと
  3. 営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと
  4. 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動の係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
  5. 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること
  6. 助成金の支給を行った場合には、事後にその内容等を記載した書類を国税庁に提出していること
  7. 200万円超の海外送信等を行う場合には、事前にその内容を記載した書類を国税庁に提出していること

19

### 事業活動について一定の要件を満たしていること

(問) 多額の寄附があったなどの理由で、寄附金の70%以上を特定非営利活動の事業費に使っていない場合は？

(答) 70%基準を意識して、事業費を使うようしましょう

20

## 認定NPO法人になるための要件⑤

### 情報公開が適正であること

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧させること

1. 事業報告書等、役員名簿等及び定款等
2. 役員報酬または従業員給与の支給に関する規程
3. ④の5または6の規定により提出した書類の写し
4. 資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
5. 寄附金を充当する予定の事業内容を記載した書類

21

## 認定NPO法人になるための要件⑥、⑦

### ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること

事業報告書等、役員名簿等及び定款等を所轄庁に対して提出していること

### ⑦ 法令違反等がないこと

法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

22

## 法 令 違 反 等 が な い こ と

(問) 法人税の収益事業として申告をすべきであるにもかかわらず、申告をしていない場合は？

(答) 税務署に「収益事業開始届出書」を提出したうえで、申告をしましょう

23

## 認定NPO法人になるための要件⑧、⑨

### ⑧ 所轄庁から証明書を受けていること

所轄庁から国税庁長官に対して、法令等に違反する疑いがない旨の証明書の交付がされていること

### ⑨ 設立後1年を経過していること

申請書の提出日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること

24

## 平成24年4月1日施行の改正 特定非営利活動促進法について

認定機関を国税局から都道府県・政令市へ移管



認定制度をNPO法人にとって身近なものにする

仮認定制度の導入



パブリックサポートテスト(PST)をクリアしていなく  
ても認定を与える

25

### 仮認定制度

ルールが新しくなったとは言え、基準を満たすだけの寄付を集めるのはやっぱり難しそう。そんなNPO法人のための制度が「仮認定制度」

これは認定を受ける際に必要な基準のうち、パブリック・サポート・テスト(PST)をクリアしていなくても、3年間限定で認定NPO法人とほぼ同じ税の優遇が受けられるというもの

26

## 仮認定制度の注意点

仮認定の有効期間は仮認定取得後  
3年間で、一度仮認定を申請した法人  
は、二度と仮認定の申請をできない



法人にとって仮認定の申請は  
ワンチャンス

27

## 仮認定を受けるための条件

- ① 【免除】パブリック・サポート・テスト(PST)をクリアしていること
- ② 活動のメインが共益的な活動でないこと
- ③ 組織運営等が適正であること
- ④ 事業活動について一定の要件を満たしていること
- ⑤ 情報公開が適正であること
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦ 法令違反等がないこと
- ⑧ 所轄庁から証明書を受けていること
- ⑨ 設立後1年を経過していること

28

## 本認定と仮認定の違い

	本 認 定	仮 認 定
要件	9つの要件をすべて満たしている	PST以外の8つの要件を満たしている
有効期間	認定の日から5年間	仮認定の日から3年間
申請可能な法人	すべてのNPO法人(ただし設立後1年を超える期間を経過)	設立後5年以内の法人(ただし法施行後3年間:2015年3月31日までは5年を経過している法人も可)
実績判定期間	直近2事業年度	直近2事業年度(設立後すぐに仮認定は使えない)
税制優遇	①個人が寄附をした場合の寄附金控除 ②法人が寄附をした場合の損金算入限度枠の拡大 ③相続人が寄附をした場合の非課税 ④認定NPO法人自身のみなし寄附金	①～③は本認定と同じ ④のみなし寄附金は適用なし

29

## 情報の入手方法

認定NPO法人制度の手引き(八訂版)  
平成23年8月 国税庁

[http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/  
denshi-sonota/npo/tebiki/01.htm](http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/npo/tebiki/01.htm)

30